令和6年度 学校いじめ防止基本方針

長生村立一松小学校

基本理念

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等 当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を 与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行 為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう

(いじめ防止対策推進法

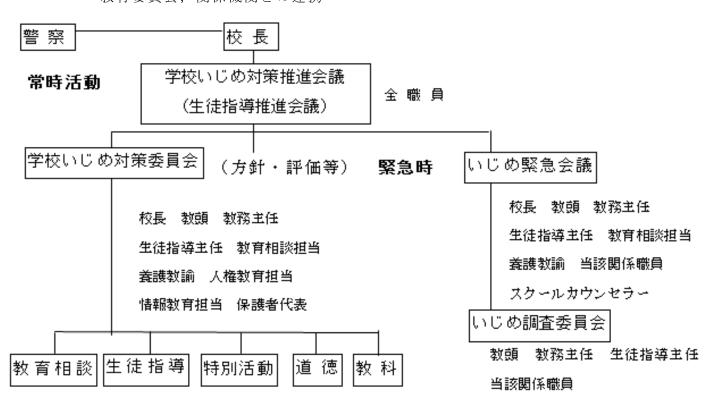
- 学校いじめ防止基本方針の策定にあたっては,一松小学校の教職員の意見,及 び児童、保護者の意見を広く取り入れて決定するものとする。
- いじめは、人として決して許されない行為であるものの、いじめはどの子にもどの学校にも起こり得ることを基本的な考えとして、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組み、いじめのない学校づくりをする。
- 言葉や暴力によるものだけでなく、インターネットを媒体とするいじめへの対応等、職員の研修を充実させ、資質向上を図るとともに、家庭や地域、関連機関との連携のもとに、信頼関係の構築と人権の尊重によるいじめの撲滅を目指して いく。
- エ いじめの実態及びいじめが合った際の聴取内容については、個人情報の保護を 考慮しながら、積極的に情報提供をするとともに、隠匿をすることのないように
- いじめ防止に対する具体的な方策については、児童や保護者に取り組みの内容 や成果についての意見を聴取し、効果の検証と取り組みの改善を図る。

(3) 内 容

- いじめ防止等の対策のための組織○ いじめに対する取り組み
- (いじめ防止対策推進法 第22条)

- ・いじめの未然防止のための取り組み
- ・いじめの早期発見のための取り組み
- ・いじめがあった場合の措置
- ・年間計画の作成
- 重大事態への対処
 - ・教育委員会,関係機関との連携

(いじめ防止対策推進法 第28条)



いじめに対する取り組み

- (1) いじめの未然防止のための取り組み
 - 児童には、いじめは絶対に許されるものではないということについての指導を
 - 徹底するとともに、人権教育の立場から、相手を尊重し認める態度を育成する。 保護者や地域に対しては、学校いじめ防止基本方針を公表するとともに、さらにいじめ防止に対する方針や取り組み状況も点検・評価する。
 - 教職員の言葉が児童を傷つけたり、いじめを助長することのないように十分に 配慮する。
- 生徒指導の機能を生かしたわかる授業(「自己存在感」を持たせる場面や「自
- 才
- 己決定」の場面を与える)の展開を目指す。 道徳教育の充実を図り、道徳的実践力を養う。 特別活動、豊かな人間関係づくり実践プログラム等の充実により、人間関係力 を育成する。
- 丰 「いのちを大切にするキャンペーン」等の実施により、いじめ撲滅の取り組み
- 「学校いじめ対策推進会議」を月1回開催し、以下の内容についての会議を行 う。
 - 各学級の状況についての情報交換 (*T*)
 - いじめ防止についての計画の確認 (1)
 - いじめ防止対策についての検証と計画の修正 (ウ)

(2) いじめの早期発見のための取り組み

アンケート調査や面談等

- アンケート調査を実施(6月、9月、11月)。 教育相談週間を設け、担任が全児童と面談。(アンケート調査の内容を含め) 保護者との面談(7月、12月)の際に、いじめ防止に関する内容を盛り込いじめの相談や通報等 む。
 - 学校における相談窓口について, 学校だより等で家庭へ周知する。 (*T*)

- いじめ相談窓口 生徒指導主任・教育相談担当 「いじめ0宣言」を各学級に掲示し、「はなす勇気」(相談すること、通報することは適切な行為である)について具体的に指導し、いじめは絶対に許さ (1)れないこと等の啓発を行う。 その他
- 学級担任を中心として, 日常での児童の人間関係を掌握し, 教職員がいじめ の芽を早期発見できるようにする。
- 「あのね箱(相談箱)」を活用し、いじめ等に関する相談をしやすい環境を 整える。
- いじめを知った場合、いじめがあるらしいと認知した場合は、学校の相談窓口に通報する旨を、保護者に周知する。
- 外部の相談機関や電話相談の情報を周知する。

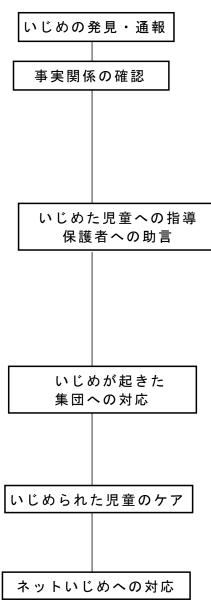
子どもと親のサポートセンター $0\ 1\ 2\ 0\ -\ 4\ 1\ 5\ -\ 4\ 4\ 6$ ○24 時間子供 SOS ダイヤル $0\ 1\ 2\ 0\ -\ 0\ -\ 7\ 8\ 3\ 1\ 0$ ○東上総教育事務所相談室 23 - 4460○千葉県警察外房地区少年センター $2\ 2-3\ 7\ 4\ 1$ ○長生村教育員会 32 - 2117

(3) いじめがあった場合の措置

基本的な考え方

- いじめ被害児童のケアを最優先とするが、被害児童、加害児童ともに正常な 学校生活を送ることができるよう,改善することを基本とする。 (イ) いじめは被害者にも問題があるとの考えに陥らないよう,十分な注意を払う
- (ウ) いじめ被害者や保護者を第一に考え、被害者や情報提供者を徹底して守り抜 くことを伝える。
- いじめへの対応は、基本的に「学校いじめ対策委員会」を中心とした組織で (I) あたる。
- (t) 所轄警察署等の関係機関との連携を密にする。 (t) いじめ被害者が落ち着いて学校生活を送ることができるよう、別室授業等の 措置も考える。

イ いじめに対する対応の流れ



- ・「学校いじめ対策委員会」による指導方針と役割分担 の決定。
- ・いじめられた児童から担任及び生徒指導主任が、直接 いじめの有無及び詳細について聞く。
- ・回りの児童から情報を得る。
- ・いじめた児童から、事実についての事情を聴取する。
- ・聴取したことから事情の照合を行い、事実を確定する。
- ・聴取の際には、虚偽や憶測から事実が曲げられてしま うことのないようにその都度, 事実を明確にするよう 心がけるとともに双方の人権に配慮する。
 - ・確認した事実と指導方針を保護者に伝える。
 - ・いじめは、人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責
 - 任を自覚させる。 ・いじめは、人として許されない行為であることを 自覚させる。
 - ・いじめを生んだ背景にも目を向け、加害児童の人格の発達や自己実現にむけての目標を持たせる。・場合によっては、学校教育法第35条に示された
 - 出席停止の措置について教育委員会に相談をす る。
 - ・はやし立てる等,同調していた児童には,それらの行為がいじめに加担することであることを理解 させる。
 - ・見ていた児童に対しては、自分の問題としてとらえ させるとともに、誰かに知らせる勇気を持つよう に指導する。
 - ・被害児童が通常の学校生活に戻れるよう、学校い じめ対策委員会で方針と分担を決める。
 - ・必要に応じて、スクールカウンセラーの対応、別室 登校等の策を講じる。
 - ・保護者との連携を密にする。
 - ・転校の意志がある場合には、相談に応じる。
 - ・学級活動等でインターネットやSNSを利用する際のルールやモラルについての指導をする。
 - ・ネットパトロールと連携しその結果に注意を払う。
 - ・名誉棄損やプライバシーの侵害があった場合は, プロバイダに削除を求める。
 - ・情報の削除が困難な場合やトラブルが複雑な場合 は, 警察署に援助を求める。
 - ・フィルタリング等、保護者への啓発活動を行う。
 - ・職員の研修を行い、職員の知識や指導技術の向上 を図る。

重大事態が発生した場合

- (1) 重大事態の基準 (いじめ防止対策基本法 第28条)
 - いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある時 ・自殺を企図した場合 ・心身に重大な障害を負った場合

 - ・金品に重大な被害を被った場合 ・精神性の疾患を発症した場合
 - いじめにより、児童が30日以上の欠席を余儀なくされた場合
 - 児童や保護者から同様の内容での訴えがあった場合は、重大事態とする。
- (2) 重大事態の報告 (いじめ防止対策基本法 第30条)
 - ・重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告する。

(3) 重大事態への対応

- ・重大事態の発生については、特に詳細な記録を残す。
- 連絡体制

発見者 |担任|→|生 徒 指 導 主|→|教頭|→|校長|→|長生村教育委員会 任

いじめ対策組織の招集(いじめ防止対策基本法 第28条)

いじめの実態把握を行う。 ・いじめ緊急会議は、いじめ調査委員会を招集し、 お、いじめ調査委員会の委員長は生徒指導主任が務める。また、いじめ緊急会議を開き、調査の専門的な知識や経験を有する第三者の参加を図り、公平性を高め るためにスクールカウンセラーの参加を依頼する。さらに、状況に応じて、警察 関係者の参加も依頼する。

事実関係を明確にするための調査(いじめ防止対策推進法 第28条) 調査にあたっては、いじめを受けた生徒及び保護者に調査の目的や内容、結果 の公表のしかたについて,十分に理解を得る。

- いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合
 - ○当該児童及び関係職員、関係児童(いじめが起きた集団)から聞き取り、ま たは質問紙調査を行う。
 - ○当該児童の学校復帰が阻害されることのないように,当該児童や情報をくれ た児童の安全を最優先とする。
- いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合
 - ○保護者の要望や意見を十分に聞く。
 - ○関係職員、関係児童(いじめが起きた集団)からの聞き取り、または質問紙 調査を行う
- 調査結果の情報提供
 - ○いじめられた児童及び保護者に調査結果の提供を行う。
 - ○いじめた児童及び保護者にいじめの事実を伝える。
 - ○調査結果を,長生村教育委員会に報告する。
- いじめた児童への指導
 - ○いじめた児童への指導については「3 (3) いじめがあった場合の措置」に 準ずる。
 - ○学校教育法第35条に示された出席停止の措置及び傷害事件での扱いも視野 に入れて、警察との連携をとる。 ○報道や事実に関する話題の拡散により、いじめた児童の人権が侵害されるこ
 - とも考え,関係機関や保護者との連携を密にする。
 - ○いじめられた児童との人間関係の再構築,周りの児童との人間関係の再構築, 本人の学校生活での目標設定等,いじめた児童の学校生活の充実及び自己実 現に向けて,継続的に指導していく。 いじめられた児童への指導
- - ○いじめられた児童への指導については,「3 (3)いじめがあった場合の措 置」に準ずる。
 - ○いじめられた児童の安全と学校生活の安定を最優先に考え、学習や生活の場 所,スクールカウンセラー等の相談体制,学校全体での見守り体制,登下校 での見守り体制,保護者との連絡体制,関係機関との連携等,当該児童の支 援体制をとる。
 - ○まわりの児童による支援体制や人間関係づくりの支援等,当該児童が不安な く学校生活を送ることができる環境を整える。
- いじめが起きた集団への対応
 - ○いじめが起きた集団への指導については、「3 (3) いじめがあった場合の 措置」に準ずる。

いじめ防止年間計画 5

月	内 容	月	内 容
5	・学校いじめ防止基本方針確認 ・いじめ相談窓口周知 (学校だより・ホームページ) ・授業「SOSの出し方」 ・いじめ対策推進会議(毎月) ・いじめに関する研修	6 9 11 2	・心のアンケート実施・教育相談週間・心のアンケート実施・必育相談週間・学校生活アンケート実施(必要に応じて個人面談)